

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!
中小企業庁 平成28年度第2次補正予算事業
小規模事業者持続化補助金(一般型)

- 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し**50万円**を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます
- ・①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みは、100万円が上限になります。
 - ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。
- 公募要領、提出書類一式を、**小規模事業者持続化補助金ホームページ(下記URL)**よりダウンロードしてください。
- ※ 必ず**公募要領をお読みください。**
 - ※ 補助金の申請には**経営計画書と補助事業計画書の作成が必要**となります。
商工会議所の**指導・助言を受けられます**ので、お早目にご相談ください。
 - ※ 補助金の採否については事業の有効性などの観点から**審査があります**。
 - ※ 事業終了後に**実績報告書等を提出し、確認後の精算払い**となります。

《対象となる取り組みの例》

- ①広告宣伝
 - ・**新たな顧客層の取り込みを狙い**、チラシを作成・配布
- ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・**幅広い年代層の集客を図る**ための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展
 - ・**新たな販路を求める**、国内外の展示会へ出展
- ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・**新たな市場を狙って**商品パッケージのデザインを一新
- ⑤ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開設や**ネット販売システムの構築、管理システムの導入**

お問合わせ先

西条商工会議所 本所 西条市朔日市779-8 電話:0897-56-2200
西条商工会議所 東予支所 西条市周布220-2 電話:0898-64-5000
[9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日、年末年始除く)]

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-0820 [9:30～12:00、13:00～17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<http://h28.jizokukahojokin.info/ippn>

【概要】※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

- ・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

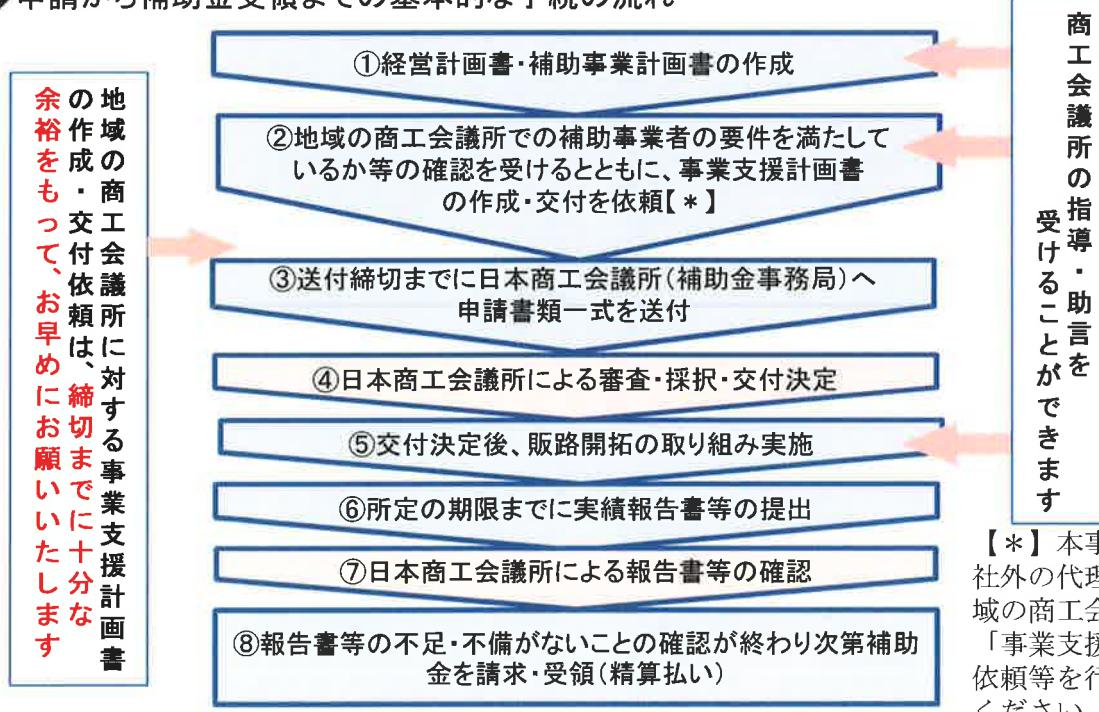
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みは上限100万円)
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



【*】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆手続きの期限等

平成28年度第2次補正予算事業【一般型】

1・申請受付開始	平成28年11月 4日(金)
2.西条商工会議所へ事業支援計画書様式4の作成・交付依頼 (上記②)<様式2と様式3の提出>	平成29年 1月16日(月) 【17:00まで】
3.日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付 締切(上記③)	平成29年 1月27日(金) 【最終日当日消印有効】
4・採択結果公表	平成29年 3月中旬予定
5.補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 平成29年12月31日(日)まで